

令和 8 年度 答 申 第 4 号
令和 8 年 9 月 1 0 日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市情報公開審査会
会 長 井 川 信 子 印

公文書の非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和3年1月27日付け松総行第129号をもって諮問のあった公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和2年10月26日付け公文書開示請求書により、
「〇〇地方裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件、〇〇高等
裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等（住民訴訟）請求控訴事件、〇
〇年（〇〇）第〇〇号行政上告提起事件、〇〇年（〇〇）第〇〇号行政上
告受理申立て事件に関して、〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所に
対して支出された金額、支出年月日、支出の理由や目的等が分かる公文書
一切。上記の添付文書、上記の関連文書、上記の廃棄記録、上記に類する
文書等々、とにかく全て。上記事件に関して、〇〇〇〇弁護士やその所属
する法律事務所への郵便に使用した郵便切手や郵便料金に係る公文書も含
む。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外について
は、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄
した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求
の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間お
よび保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関す
る分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」につ
いて、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条
例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求をし
た。

- (2) 本件開示請求に対して、令和2年11月30日付け公文書非開示決定通
知書により、本件処分を行った。
(3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年12月14日付け審査
請求書により、本件審査請求を行った。
(4) 審査請求人は、令和3年3月5日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求し
た情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象公文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。処分庁ないし担当課は、従前、情報隠蔽を繰り返してきたことから、本件でも恣意的な特定漏れを行った蓋然性は高く、対象公文書が他に全く存在しないとは到底考えられない。

本件非開示箇所は、いずれも、条例第10条第2項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当しない。

特定できる文書が不存在であるという判断に至る経緯が明らかではないことから、理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項及び第14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 訴訟事件に関する委託料について

〇〇地方裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件及び〇〇高等裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等（住民訴訟）請求控訴事件については、〇〇〇〇弁護士を訴訟代理人に委任したところであるが、顧問契約の範囲内で、これらの訴訟事件に係る報酬等の委託料は別途発生していないことから、これらの訴訟事件に関して公金の支出はない。

また、〇〇年（〇〇）第〇〇号行政上告提起事件及び〇〇年（〇〇）第〇〇号行政上告受理申立て事件については、そもそも弁護士には委任していない。

いずれにしても、公金の支出がない以上、公金の支出に関する公文書は作成しておらず、不存在である。

イ 〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所への郵便に使用した郵便切手や郵便料金について

〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所への郵便に使用した郵便切手や郵便料金に係る公文書については、当該文書を照合できる文書が存在していない以上、特定できず、当該文書は不存在と言わざるを得ない。

い。

ウ 裁量的開示について

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

- (1)ア 条例第10条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。とすると、開示をするには、公文書の存在が前提となる。

- イ 条例第2条第2項の定義によると、公文書とは「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、…（中略）…であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。」とされている。

「職務上作成し、又は取得した」とは、市の機関の職員が、市の機関の職務の遂行者として、自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

「市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、つまり、当該市の機関の組織において、業務上必要なものとして他の職員と組織的に共用し、利用または保存されている状態のものをいう。

- (2)ア 訴訟事件に関する公金の支出について

処分庁は、審査請求人が言う訴訟事件に関しては、公金の支出がないことから文書不存在として条例第10条第2項に該当する旨を説明している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行い、公金の支出に関する文書の不存在確認したところ、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

- イ 郵便料金について

処分庁は、審査請求人が言う訴訟事件に関しての〇〇〇〇弁護士やその所属する法律事務所への郵便に使用した郵便切手に係る公文書は、取得・作成していないため、文書不存在として条例第10条第2項に該当

する旨を説明している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行い、郵便に関する文書の不存在について確認したところ、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(3) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書非開示決定通知書において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月27日	諮問書の受理
令和 7年 3月17日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 8年 4月22日	第2回審査会（審議）
令和 8年 7月 7日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 8年 8月 4日	第4回審査会（審議・理由説明）
令和 8年 9月10日	第5回審査会（審議）